

てい だん  
鼎 談

## 裁判員制度 10周年

— 『今こそ』 裁判員制度のこれからを考える —



馬渡 香津子

東京高等裁判所判事

伊藤 雅人

東京地方裁判所  
刑事部所長代行者

林 修

予備校講師・タレント

裁判員制度は2019年5月21日に施行10周年を迎えます。

そこで、各種テレビ番組等を通じて国民的な人気を誇る林修先生をお迎えし、裁判員制度のこれからについて語り合っていました。

### はじめに

伊藤 本日は林修先生においでいただきました。読者の皆様に改めて御紹介するまでもありませんが、予備校で現代文の講師をされながら、テレビのMCやコメンテーターとして大活躍されています。

林 よろしくお願ひします。僕、司法試験落ちている人間ですから、本当にここに来て話す資格があるかどうかというところでは

が(笑)。

伊藤 いえいえ、よろしくお願ひします。

### 裁判員制度の意義

伊藤 裁判員制度は今年10周年を迎えます。先生は裁判員制度についてどのような御認識をお持ちでしょうか。

林 僕は全ての仕事においてプロフェッショナルを尊重したいという思いが非常に強いので、どちらかという、プロの方にやっていただいた方がいいのではないかと感じています。

伊藤 実は、我々プロの側からしますと、裁判員制度が導入され、裁判員の方々の意見を聞くことができるようになってから、判断に一段深みが増したように感じています。

もともとこの制度を入れた目的は、法律のプロである裁判官と一般の方が対等の立場で議論をすることによって、国民の健全な常識に根ざした、従前よりもさらに信頼性の高い裁判ができるようになり、これによって司法に対する国民の信頼がより高まることが期待できるというところにありました。裁判員裁判で扱う事件のほとんどは市井の人々の間で発生した事件です。そのような事件を裁くときに、法律の理屈はもちろん大事なんですけど、それだけでなく、一般の方々の健全な常識に基づく意見を取り込んで判断できることは、とても意味のあることだと考えています。

**馬渡** 実際に裁判員裁判をやってみて私たち法律家の思考方法も変わって来たと思います。裁判員の方は本当に真剣に事件のことを考えてくださるので、こちらも、準備の段階からその事件に必要な法律用語の意味についてももう一回考えて、ここが大事なんだということをきちんと理解して説明しないといけない、表面的な説明では伝わらないという経験をしていく中で、法律家としてブラッシュアップされる契機になっていると実感します。

また、議論の重要性を改めて感じています。裁判官だけで議論していると、同質的な人の集まりになってしまい、フレッシュな見方というのはなかなか入って来にくい。そこに裁判員という一般国民の方に入っていただきますと、議論の過程で自分の中での思い込みやバイアスに気付かされることもあります。仮に結論そのものは変わらないにしても、理由付けの説得力が全然違ってくると思います。そうやってみんな議論して、みんなが納得した理由付けによる結論というのは、聞き手にも届くのではないかと期待し、半ば確信しているところもあります。

裁判員と二千元札は回ってこないはずだと思っていました(笑)



林 修 (はやし おさむ)  
予備校講師・タレント

<自己紹介>1965年、愛知県名古屋生まれ、53歳。東京大学法学部卒。現在、東大特進コースなどの難関大学向けの講義を中心に授業を行い、抜群の東大合格実績を誇る東進ハイスクール東進衛星予備校の躍進に大貢献している。主なレギュラー番組は「林修の今でしょ！講座」テレビ朝日系列、「林先生が驚く初耳学！」TBS系列、「林修のニッポンドリル」フジテレビ系列など多数。

**林** 裁判官も含めて、色々な人の違った意見をベクトルの合成みたいな形で合わせていく中で、裁判員の方の多様な意見が役に立って、結果的に国民により分かりやすい、より納得のいくような理由付けができるようになる効果があるというのは、ちょっと思いつかなかった視点です。非常に意味のある制度であると、おっしゃっている意味がよく分かりました。

**伊藤** 実際に裁判員・補充裁判員として裁判に参加された方はこれまで8万人以上います。その95%以上の方々からも、よい経験だったという感想をいただいております。

**林** なるほど。だとすれば、それだけ実際に参加した人もよかったと言っている一方で、裁判官の方にとっても意義あるものだという事は、もっと世間に発信されてい



馬渡 香津子 (もうたい かつこ)  
東京高等裁判所判事  
1996年判事補任官。東京地裁判事,  
千葉地裁判事, 最高裁調査官等を経  
て, 2018年4月から現職。

伊藤 雅人 (いとう まさと)  
東京地方裁判所刑事部所長代行者  
1988年判事補任官。東京地裁判事,  
司法研修所教官, 最高裁上席調査官  
等を経て, 2017年6月から現職。

くべきではないですか。制度ができて10年経っても、僕の中では裁判員と二千円札は回ってこないとずっと思っていましたからね (笑)。

伊藤 制度を運営している側がもっと広報活動をきちんとやっていかなきゃいけないですね。

林 若い人と接していると思うことは、紙ベースの情報の伝達力がすごく落ちているんですよ。これは僕の意見ですが、今の社会は情報収集ルートの違いに応じて幾つもの部分社会に分断されていて、横の交流がない。だから、その社会に届く情報ルートを選択しない限り、恐らく永遠に届かないぐらいに考えておかなきゃいけない時代なんじゃないかと思うんです。極端な話、最高裁チャンネルとかどうですか (笑)。

伊藤 今回のこの対談が載る「司法の窓」第84号は、冊子として発行するだけでなく、裁判所のウェブサイト (<http://www.courts.go.jp>) にも掲載されますので、一

人でも多くの方にご覧いただきたいと思います。このほかにも、10周年を機会に色々な広報活動を行っていきたいと思っています。

## 分かりやすい裁判に

### ついて

伊藤 先生は色々な難しい問題を分かりやすく解説される、まさにプロフェッショナルだと思いますので、「分かりやすさ」という問題についてお聞きしたいと思います。

裁判員制度が導入された意義からすると、事実

認定や量刑について、裁判員と裁判官が対等な立場で議論するということが大前提になるわけです。そのためには、裁判員の方に、この事件の争点はどこで、証拠がどうなっている、その点とりあえず自分はこう思うという意見を持っていただいた状態で評議を始められるのが理想です。その際、例えば、「殺意」があったかなかったかといったように、争点が単純な場合には、比較的スムーズに実質的な議論が始められることが多いのですが、例えば、やったことは認めているけれども、犯行に精神障害の影響がうかがわれるような場合、法律用語では責任能力といいますが、被告人に責任を問うことができるかがどうかが問題となり、刑法の責任主義に関する説明が必要になってきます。

林 難しいですよ。裁判員の方からしたら、基本は感覚で判断しているのではないのでしょうか。でも、裁判官の判断過程に感覚はないですよ。 「責任主義」にしても



**裁判員の方からしたら、基本は感覚で判断しているのではないのでしょうか。**

長い歴史の中で色々な刑法の学派が対立する中で練り上げられてきた概念でしょうし、過去の判例に基づきながら、裁判官としては、こういう事象については、こういう形で判決をするという論理に基づいて判断を下そうとされているように思います。そうすると、議論の足場が合わないように思うのですが。

**馬渡** 裁判員も裁判官も、議論の出発点で感覚的なものがあるということは否定できないと思います。一つ一つの事件の判断に必要な証拠を全部見聞きし、事件全体を肌で感じている裁判員と裁判官が、各自が感じたことを出発点に、なぜ感じ方が違うのかとか、何でみんな同じように感じられるのかとか、議論を積み上げていくと、そこで感覚を言語化する作業ができていって、理由付けに説得力が生まれて、いい結論になるんじゃないかと。裁判官としては、目の前にある事件に由来する感覚的なものを、持っている法的な知識とかこれまでの判例の積み重ねといった普遍的なところから検証していくという形で議論していかなければならない場面もあるんですが、全員で議論していく中で、感覚的なものとの融合というか、両方を大事にして、理屈倒れにならないようにするというのも重要だと考えています。

**林** 今、お話を伺っていて、商売柄、2007年の東京大学の入試問題（※1）をふっと思い出しました。芸術についての文章なんですけど、芸術の研究には、個別の作品研究もあれば、普遍性を考察する研究もあって、その二つの融和をどうするかというような話も出てくるんです。もともと絶対性・唯一性を持った作品を、芸術というこれまた自律的な領域に放り込むのは無理があるから、理解のためには間に媒介するジャンルが要るといようなことが述べられているんです。この話と、お話にあった、一つ一つの事件を徹底的に検証して、法という普遍性を持つ体系の中で見ていくというのは結構近いのでは、という印象を持ちました。その文章では、芸術作品の個別性と普遍的な理論研究との関係についても述べられていましたが、この、いわば個別性と普遍性のせめぎ合いという話がお話を聞いていて、頭の中に浮かんでいたんですよ。

※1 東京大学文科前期日程2007年度入試問題国語第一問、浅沼圭司『読書について』。

**伊藤** 裁判員裁判についても似たようなところがあるかもしれません。法律を体系的に勉強し、同じような事件の裁判の経験や知識も有しているプロの裁判官と、まさに個



**裁判員と裁判官が議論を積み上げていくと、感覚を言語化する作業ができていって、理由付けに説得力が生まれ、いい結論になるんじゃないかと。**



**裁判官と裁判員の方々との間で、どうしたら実りのある議論ができるのかを意識する必要があります。**

別の事件だけを見る裁判員の方々との間で、どうしたら実りのある議論ができるのかを意識する必要があります。

**馬渡** 裁判官としては、専門家として、他の事件についてはこんなふうに扱われていた中で、今回の事件をどう見ますかという視点もお伝えしています。量刑などは特にそうだと思うんですけども、不公平に取り扱われたと感じさせてはいけないという公平性の原理のお話をしますと、裁判員の皆さんも、自分の感覚とそういった原理との兼ね合いでどう判断すべきかを考えてくださる。個別性と普遍性を擦り合わせて、みんなが本当に納得できる結論にするために

は、自分が感じたことやその理由を実際に言葉にして本音で議論することが重要だと感じます。

**林** 最高裁の判断では少数意見も示されていますが、全員の意見が全ての面で一致しなくても、議論の過程で少数意見があったということは大事なことですよね。

**伊藤** そのとおりです。事実認定も量刑も、最終的には裁判員と裁判官の多数決で決することになります。場合によっては全員一致にならないということもあります。ただ、判決には理由を付す必要がありますので、理由が書ける程度のところまでは議論を十分にすることになります。十分に議論をした結果、それでもどうしても結論が合わなければ、多数の意見を判決の理由とすることになるのですが、少数意見も考慮した上で十分に議論を尽くしていれば、その分だけ、説得力のある判断になるはずですよ。

**林** 例えば、量刑については、裁判員の方の感覚が、そもそも刑法の規定と全然合っていないということも、事件によっては出てきますよね。

**伊藤** 最初は法律の規定上は科すことができないような刑を科すべきだと考えておられた



裁判員の方も、審理において検察官・弁護人の話を聞き、裁判官と評議をしていく中で納得していただけている場合がほとんどです。刑事裁判がこういう仕組みで進んでいくものなのだということも、非常によく理解していただいていると思います。そして、裁判員経験者の方々には御自宅に帰ってから、近くにいる家族の方々などに御自身の見聞きしたことを御紹介いただいていると思います。このようなことが蓄積していけば、結局は、刑事裁判ひいては司法の仕組みを多くの方に理解していただくことにつながります。

**馬渡** 裁判員の方は色々なバックグラウンドをお持ちで、それぞれ感覚も当然、少しずつ違っているのですが、そういう中で新たな見方に気付いたり、みんなが真剣になって、刑事事件という一つの重いテーマについて結論を出すために議論を交わすということは、ちょっとほかでは得られない経験ではないでしょうか。

**林** 最近でこそ討議を教育の中に取り入れようという方向になってきていますが、基本的に、日本は説明しなくても分かってもらえるというハイコンテキスト文化の国です。もしかしたら裁判員として選ばれた方々の潜在能力が、評議の場で引き出されているのかもしれないね。

**伊藤** ところで、先生の刑事裁判のイメージはどういったものでしょうか。

**林** 僕の場合は刑事ドラマでやっているようなイメージですね。実際の裁判とは違うんでしょうけど。

**伊藤** 実は、裁判員の方に法廷で審理の内容を



**みんなが真剣になって、刑事事件という一つの重いテーマについて結論を出すために議論を交わすということは、ちょっとほかでは得られない経験ではないでしょうか。(馬渡)**

**もしかしたら裁判員として選ばれた方々の潜在能力が、評議の場で引き出されているのかもしれないね。(林)**

理解していただくために、当事者も裁判所も努力してきました、この10年間で以前の刑事裁判とは大分姿形が変わってきています。

**馬渡** もともとの刑事裁判は、膨大な証拠書類を調べて、延々と証人尋問を続けたりしていました。裁判官が記録を法廷の外で一生懸命読み込む中で、一番大事なポイントらしいところが、ようやく分かるということもありました。精密にやっていくという発想があったとは思いますが、かえって本当に大事なことが何かが分かりづらくなっていたように思います。

裁判員裁判になって、裁判員の方に大量の証拠書類を延々と読んでいただくわけにはいきませんので、証拠は本当に必要な部分に絞った上で、重要なところだけを証人に聞くという方向になってきています。裁判員の方も、疑問に思ったことをすぐに証人に聞くことができます。手続全体が傍聴席から見ても分かるという形が変わってきています。

検察官・弁護人も、どういったら自分たちの主張を裁判員に分かってもらえるかということを一生涯懸命考えています。公判審理を始める前には、法曹三者で、事件の争点や必要な証拠について協議し、集中的に審理できるよう計画を立てており、法廷の審理は劇的に分かりやすく変わりました。

林 ただ、僕は「分かりやすさ」には危険も伴うと思っています。元々の言葉を完全に分かりやすく言い換えるというのはなかなかできないことで、多義性を帯びた言葉の一部だけ切り出すというようなことも当然起きてしまいます。自分の中ではAという言葉がA'に言い換えたつもりでも、実はA'にはAの原形なんかどこにもない。それでも、相手にはAという言葉が分かったという感覚



**僕は「分かりやすさ」には危険が伴うと思っています。元々の言葉を完全に分かりやすく言い換えることはなかなか難しい。(林)**

**今は、単に言葉を置き換えるのではなく、裁判員にこの事件で何を判断してもらいたいのか、その核心を抽出するという試みをやっています。(伊藤)**

が残りますよね。難しいものは難しいままにしておいた方がよいのではないかと感じることもあります。

伊藤 我々も、裁判員制度が始まった頃には、まず今ある概念を分かりやすい言葉に置き換えることから始めたんですが、それだけだとあまりうまくいかないことが分かってきました。そこで、今は、単に言葉を置き換えるのではなく、裁判員にこの事件で何を判断してもらいたいのか、その核心を抽出するという試みをやっています。先ほどの先生のお話をお借りすると、専門家の普遍的な見方と、裁判員の方々の個別の見方がちょうどかみ合うような問題設定を探して、みんなが共通に理解して、議論できるようにまでさかのぼって話をし、判決でもそういう議論の結果を表現しようとしています。その結果、判決の書き方も昔に比べて大分変わったと思っています。

馬渡 どんなに言葉を尽くしてもぎりぎり説明しきれない難しい部分もあるような気がしています。それを見過ごしたような形で、





今、フリーランスの人も増えてきている中で、どういう形で都合をつけてもらうかは、より難しくなっていますよね。

裁判員の方に分かった気にさせるようなことがあってはならないので、難しい問題ですが、新しい課題として、しっかりと考えていこうとしているところです。

林 そうですね。いくつかの要素で構成された表現内容について、インパクトの強い部分を分かりやすく伝え、ほかの部分は分かってなくても分かった気になりますから、そこは気を付けないといけないと思います。

伊藤 もちろん、裁判員の方に法律のプロになってもらう必要は全くないので、まさに、その事件の妥当な解決を導き出すための議論をするに当たって、どのようなところまで理解していただく必要があるかを、専門家の側できちんと考えていくことが重要だと思います。

### より多くの方に協力していただくために

伊藤 先生のところには、まだ裁判員の候補者になったという連絡は来てないですね。

林 ええ。いつか来ますかね。(マネージャーに向かって) スケジュール、大丈夫？(笑)

伊藤 裁判員は国民の義務でもありますから、できる限り協力していただきたいと思いますが、先生は今、実際問題として選ばれても、裁判員を務めるのはなかなか難しいですよ。

林 仕事に穴を開けまくることになりますからね。

伊藤 もちろん、無理なことをお願いするわけにはいかないのですが、裁判員を務めていただくことは、義務であるだけでなく、体験していただければ、自分たちの社会を維持していく上で非常に重要な仕事であることが分かっているはずです。実際に裁判員を経験された方のほとんどは、経験してよかったと評価されていますし、世界が広がったとか、生き方が変わったというような感想をおっしゃっていただく方も少なくありません。我々としては、できるだけ多くの方に参加していただきたいと思っています。

林 有休を取れるお仕事の方ならば対応しやすいかもしれませんが、たとえば僕の場合、裁判がある日に「林修の何とか」という番組の収録があったら、現実的には放送







を一度中止するという対応をせざるをえないかもしれないですね。だから、今、フリーランスの人も増えてきている中で、どういう形で都合をつけてもらうかは、より難しくなっていますよね。

**馬渡** 本当にご都合のつかない方は辞退をお認めしていますが、実際に来られる方は様々なバックグラウンドをお持ちで、その幅広さによって充実した議論ができていると思います。

**林** そういう方が発信源となって、いい経験だったということを広めてくれることには、大きな意味と効果がありますよね。

**伊藤** そうですね。ただ、残念なことに、最近は辞退の申出もされずに来ない方が少しずつ増えてきています。仮に、自分が行かなくても誰かがやるでしょうといった判断をされているのであれば、この制度を続けていく上で大きな支障になりかねません。

**林** 今、全てが二極化していて、非常に忙しい人と時間のゆとりのある人の差が大きくなっているように思います。だから、非常に忙しい人たちは物理的に厳しいと思うのですが、是非とも参加してみれば、色々得ることがさらにあって、御自身のスキルアップにつながるということも考えられるのではないのでしょうか。

**馬渡** 公共的な事柄に対して、これだけコミットできるという制度ってあまりないと思う

んですよね。最初は義務だから来ましたという感じで来られた方も、どんどん事件にコミットして、全身全霊で取り組んでやり切ったと、最後は本当に晴々とした顔で、みんなとの別れを惜しみながら去っていくことがあります。そういう醍醐味のある経験なんだということの発信がまだ足りないのかもしれない

ん。

**林** 和田伸一郎さん(※2)が『メディアと倫理』という著作で書いていることですが、現代社会って他者と関わらないで生活できちゃうんですよね。公空間から遮断してしまっても快適に暮らせてしまう。だから、そういった人たちを公空間に関わらせるためには、よほどの「力」を加えないと難しい。そういう人たちに「いい制度ですよ」と言っている、「いい制度らしいですね」とネットに書き込むだけで終わってしまうんですよね。

※2 和田伸一郎(わだ しんいちろう, 1969年～)立教大学准教授。専門はメディア論、哲学。著作に『メディアと倫理 画面は慈悲なき世界を救済できるか』(NTT出版, 2006年)のほか、『国家とインターネット』(講談社選書メチエ, 2013年)などがある。

## 裁判員制度のこれから

**伊藤** 裁判員制度は10年経って、刑事裁判の手続の一つとしては定着してきたと思うのですが、先生のお話を伺ってしまして、社会全体の問題として見た場合にこの制度が定着したと言えるようになるまでには、まだ時間がかかるのかなと思うのです。我々としてはこの制度のよさをきちんと外に伝えていく責任があると思っていますし、そうしないとこれまで裁判員裁判に参加していただいた方々にも申し訳ないように思い

ます。

林 公空間に身を現さなくても快適に過ごせている人たちが公空間に引き出すためには、相当大きなきっかけが必要ですよね。そういう人たちは独自の情報収集ルートを持っていて、そこから得られるコミュニティもありますから、その壁をぶち破ってでも、公空間に身を現わすことはこんなにもいいメリットがあるということはどう伝えるかです。簡単にずっと来てくださる方もたくさんいるでしょうけど、連絡もしないで欠席してしまう方たちの中には、そういう人たちもいるかもしれないですね。不思議なもので、歴史から見れば、選挙権を与えろという運動があって、公空間に関わる権利を獲得してきたのに、私的領域が充実すると、その権利を自ら放棄して、奥に引っ込んでしまう。皆さんは、それを引っ張り出そうと、大変なお仕事に取り組まれているわけですよね。僕自身も、公共との積極的な関わりを持たないで法的安定性のただ乗りをやっているんだという反省を、今、抱いています。

伊藤 先生にそういうことをおっしゃっていただくこと自体が非常にありがたく思います



**僕自身も、公共との積極的な関わりを持たないで法的安定性のただ乗りをやっているんだという反省を、今、抱いています。**

し、今日、対談させていただいて本当に良かったと思います。

先生も裁判員候補者に選ばれた場合には、スケジュールの都合をつけて、是非御参加いただきたいと思います。評議の秘密は困りますが、裁判員としての経験や感想をテレビでお話しされたり、あるいは予備校で講義に使われたりすることも可能です。是非前向きに御検討していただくようお願いいたします。

林 今日の重い宿題として、持ち帰りたいと思います（笑）。

（対談日 2019年1月6日）

